## 127

質 問 第 一 二 七 号平成三十一年四月八日提出

国内希少野生動植物種の選定に関する検討会に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

## 国内希少野生動植物種の選定に関する検討会に関する質問主意書

なる分類群の専門家数名からなる国内希少野生動植物種の選定に関する検討会という会議体が非公開で設 二〇一八年十二月二十七日に設置された希少野生動植物種専門家科学委員会の委員数名と、 指定候補と

置されているようだが、非公開である理由を明らかにされたい。

滅 のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四条第七項に基づく会議なのかどうか、 国内希少野生動植物種の選定に関する検討会と希少野生動植物種専門家科学委員会との関係、 明らかに そして絶

されたい。

三二〇一七年度には、 物種の指定に関する検討会と中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会との関係と、 玉 動植物種の指定に関する検討会というやはり非公式の会議体が存在したと承知しているが、この会議体と [内希少野生動植物種の選定に関する検討会はその目的がどのように異なるのか、 中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会の委員数名が参加した国内希少野生 また国内希少野生 国内希少野生動 動植

植

物種の選定に関する検討会と希少野生動植物種専門家科学委員会の関係はどのように異なるのか、

明ら

かにされたい。

\_

兀 門家グループ会合も含めて、 関する検討会の設置に法的根拠がないならば、 関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」という条文は、 された会合として設置されていることとの整合性がとれないのではないか。 二条第三項 る者の意見を聴かなければならない。」と特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 での政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、 絶滅のおそれのある野生動植物 と「生物の性質に関し」 「主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、 の部分が違うだけである。 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく法定化 の種の保存に関する法律第四条第七項 特定外来生物等専門家会合が、その下に位置付けられた専 にもかかわらず、 野生動植物の 「環境大臣は、 国内希少野生動植物種 種に関し専門の学識 政府の見解を明らかにされた 「野生動植物の 第三項から前項ま 生物の性質に 経験を有す の選定に が種に関

Ŧī. 選定に関する検討会は、必要に応じて非公開としつつも、 として明確に位置付け、 私は、 情報の流れや意思決定の過程を国民にとってわかりやすくするために、 法定化された会議体にするべきではないかと考えるがいかがか。 希少野生動植物種専門家科学委員会の下部組織 国内希少野生動植物種の

:1